

令和元年度 浄水水質検査結果(漆原)

採取場所 (漆原)		公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館
採取日		4月11日	5月09日	6月03日	7月10日	8月06日	9月19日	10月10日	11月12日	12月05日	1月09日	2月04日	3月12日	
水温		14	17	21	23	28	25	22	19	14	10	9	11	
残留塩素		0.30	0.40	0.40	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

令和元年度 浄水水質検査結果(中興寺)

採取場所 (中興寺)		公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館
採水日		4月11日	5月09日	6月03日	7月10日	8月06日	9月19日	10月10日	11月12日	12月05日	1月09日	2月04日	3月12日		
水温		13	16	18	23	25	25	21	19	15	11	10	11		
残留塩素		0.30	0.40	0.40	0.30	0.30	0.20	0.10	0.20	0.20	0.20	0.20	0.30		
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。													
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。													
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。													
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													

令和元年度 浄水水質検査結果(長江)

採取場所(長江)		公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館	公民館
採取日		4月11日	5月09日	6月03日	7月10日	8月06日	9月19日	10月10日	11月12日	12月05日	1月09日	2月04日	3月12日		
水温		13	16	20	23	26	25	23	19	15	11	10	11		
残留塩素		0.30	0.40	0.40	0.30	0.30	0.20	0.20	0.30	0.30	0.30	0.20	0.30		
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。													
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。													
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。													
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													



令和元年度 原水水質検査(全項目)結果表

採取場所(水源地)		高辻	第3	第5	
採取日		7月10日	6月03日	7月10日	
前日天候		曇	晴	曇	
当日天候		晴	晴	晴	
気温		21	21	30	
水温		19.5	14.5	17.5	
検査項目	参考:浄水水質基準(※原水においては基準なし)				
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	0.6	0.3	0.6
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。			
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	13	13	10
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	17	17	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	23	41	21
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	83	110	70
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下であること。	0.3	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.2	6.9	6.3
48	味	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない
49	色度	異常でないこと。	1 未満	1 未満	1 未満
50	臭気	5度以下であること。	異常でない	異常でない	異常でない
51	濁度	2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0	0

